

# 若者の脱毛エステなどのトラブルに注意！

～18歳・19歳の相談件数も急増～

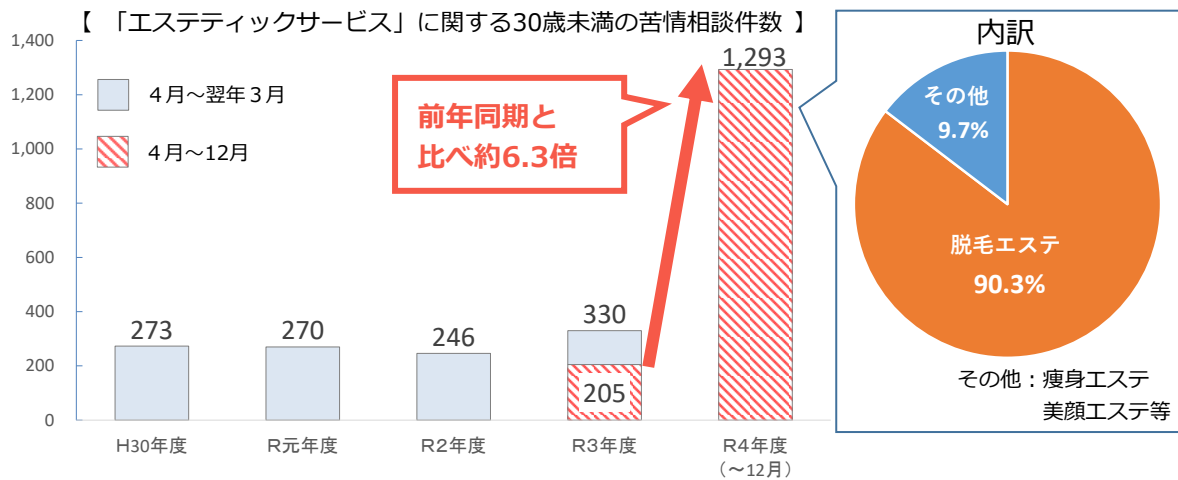


令和4年4月～12月に県内の消費生活相談窓口で寄せられた苦情相談の総件数は約4万件で、前年同期と比べほぼ横ばいとなっていますが、脱毛エステ・痩身エステなどの「エステティックサービス」に関する相談件数は1,752件で、前年同期（324件）と比べ約5.4倍に増加しています。特に若者（30歳未満）の相談件数が、次のように急増しているため注意が必要です。

## 若者の相談件数が急増！

若者（30歳未満）の「エステティックサービス」に関する相談件数は、**前年同期と比べ約6.3倍**に急増しており、そのうち脱毛エステの相談が約9割を占めています。

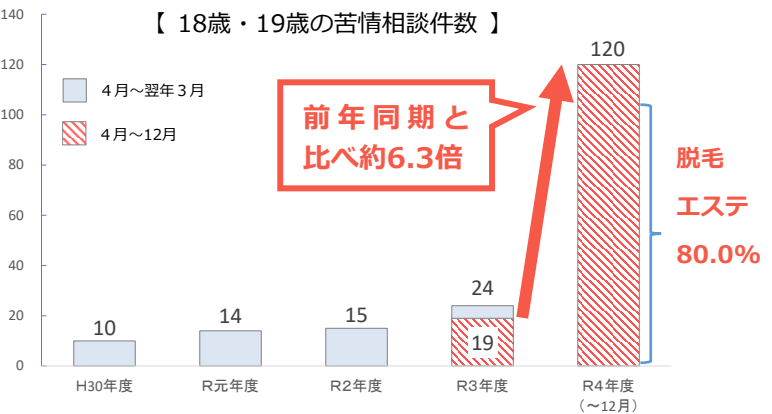
「無料体験」などの広告を見て店舗に行き、「今日ならお得」「ローンを組めば払える」などの**セールストークによって数十万円の契約をしてしまった**という相談が多く寄せられています。



## 新たに成人となった18歳・19歳の相談件数も急増！

18歳・19歳の苦情相談の総件数は約500件で、前年同期と比べ約1.2倍となっていますが、「エステティックサービス」に関する相談件数は**約6.3倍**に急増しており、そのうち脱毛エステの相談が8割を占めています。

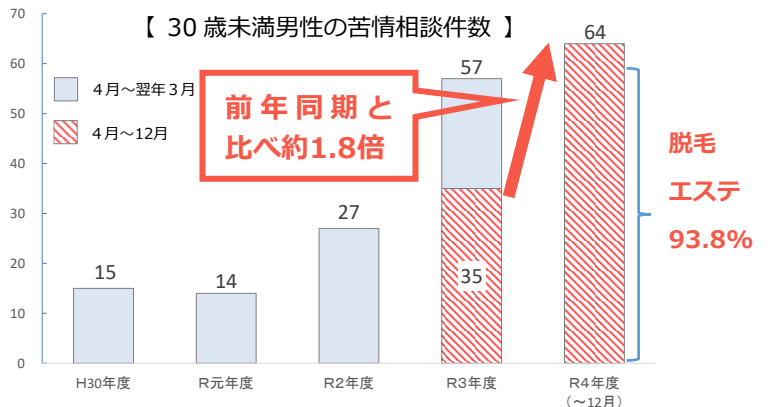
成年年齢引下げにより18歳・19歳でも「クレジットカード」の作成や「ローン」が組めるようになったため、数十万円の契約をしてしまったという相談が多く寄せられています。



## 男性の相談件数も年々増加！

女性の相談件数が多いものの、男性の相談件数も年々増加しています。

相談件数は、**前年同期と比べ約1.8倍**となっており、そのうち脱毛エステの相談が約9割を占めています。



※ 本資料の相談件数は、令和4年12月31日までに神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付け、PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された苦情相談件数です。PIO-NETの情報は更新されるため、過去の公表値と異なる場合があります。

# 具体的な相談事例



## 1 脱毛エステでローンを組んだが高額で支払えない（10歳代女性）

大学生の娘が、インターネットの広告を見て、脱毛エステの無料体験をしたところ、担当者から熱心に契約を勧められた。「払えない。」と断ったが、「ローンを組めば、月々の支払いを安く抑えられる。」と勧誘され、その場で約40万円の契約をしてしまったとのこと。本人にローンの支払いは困難である。解約できるか。

## 2 カウンセリングだけのつもりが契約してしまった（10歳代男性）

脱毛エステの無料カウンセリングを受けるために店舗に出向いた。当日はカウンセリングのみのつもりだったので「一旦帰って検討したい。」と伝えたが、担当者から「本日中に契約しないと、後から契約はできない。」と言われ約60万円で契約してしまった。解約したい。

## 3 脱毛エステの予約が取れない（20歳代女性）

1年ほど前に、脱毛エステの2年間通い放題のプランを約40万円で契約した。しかし、数回施術を受けた辺りから予約が取りにくくなってしまった。これでは、期間内に脱毛を終えることができない。解約したい。

## 4 通っていたエステ事業者が破産してしまった（20歳代女性）

脱毛エステの無期限通い放題のプランを、約30万円でローン契約し通っていた。先日、事業者からのメールで破産したことを知った。支払いを止めたいがどうしたらよいか。



事例を動画で  
見てみよう！！



### 安さに惑わされない！

「お試し施術」「月額〇円」などの低価格で誘う広告に注意しましょう。最終的に「長期間」、想定外に「高額」な契約を勧められることがあります。

### 慌てず、冷静に！

契約をせかされても、その場で契約しないようにしましょう。ご自身の支払い可能額や契約内容をきちんと確認してから判断しましょう。

### 長期間の契約は慎重に！


予約が取りにくかったり、事業者が破産する可能性もあります。心配な場合は、都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう。

# 若者が巻き込まれやすい消費者トラブルにご注意を！

神奈川県では、様々な媒体を通じて、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルについて注意喚起しています。

- 元サッカー日本代表の中澤佑二さんとタレントの石黒彩さんに、成年年齢が18歳に引き下げられたこと、親としての心構えなどをお聞きしたインタビュー記事を、次のサイトに掲載しています。

2022年4月から、“成年年齢”が20歳→18歳に  
**新成人を狙った消費者トラブルにご注意を！**  
成人したばかりのお子さんがいらっしゃる  
中澤佑二さん／石黒彩さんインタビュー ▶



- マルチ商法や、インターネット通販といった若者が巻き込まれやすいトラブルを紹介する動画やマンガなどを、次のサイトでお知らせしています。

## 若者向け情報サイト

2022年4月から**成年年齢引下げ!!**  
若者の消費者トラブルに注意!  
成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。どうして変更されたの?どんな影響があるの?しっかり理解して、トラブルにあわないようにしましょう!



## 保護者向け情報サイト

コシがまさかのアレでした。  
保護者向け! 特設サイトへGO!  
2022年4月から成年年齢引下げ!  
あなたのお子さんは大丈夫?



- Facebook・Twitterでも消費生活に関する情報を発信しています。



消費者トラブルに  
遭ってしまったかも?  
と思ったら…

**慌てずに相談を!**  
全国共通  
消費者ホットライン **188**

最寄りの消費生活センターや  
消費生活相談窓口につながります。

